

「葛飾区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例」 及び「葛飾区公衆浴場法施行細則」の改正概要

厚生労働省が「公衆浴場における衛生等管理要領」等を改正したことにより、当区においても条例等の改正を行いました。改正内容は主に以下の3点であり、令和4年4月1日から適用されます。

① レジオネラ症対策の強化

項目	現行の規定	改正後の規定
気泡発生装置等の構造(※)	規定なし	気泡発生装置等の微小粒子が発生するものは、点検・清掃・排水が行える構造であること。
調節槽の衛生措置	規定なし	調節槽は1年に1回以上清掃し、1週間に1回以上消毒すること。
貯湯槽の衛生措置	温泉水を貯留するもののみ貯湯槽とし、右記の規定を適用	温泉水に限らず、湯を貯留するものはすべて貯湯槽とする。貯湯槽内部は1年に1回以上清掃・消毒を行い、貯留する湯は60℃以上に保つ又は塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。
浴槽水の消毒方法	原則遊離残留塩素による消毒	結合残留塩素であるモノクロラミン消毒を追加で認める。

※ 構造設備に関する新たな基準は、既存の施設には適用されません。

② 混浴制限年齢の引下げ

項目	現行の規定	改正後の規定
混浴年齢	10歳以上の男女を混浴させないこと。	7歳以上の男女を混浴させないこと。

③ 換水規定の条件付き緩和

項目	現行の規定	改正後の規定
換水頻度	すべての浴槽水について、毎日換水すること。	浴槽水は、毎日換水して浴槽を清掃すること。ただし、以下の条件をすべて満たしている場合は1週間に1回以上換水して浴槽を清掃すること。 (1) 白湯のみを使用していること。 (2) 浴槽内に気泡等を発生させる装置がないこと。 (3) ろ過器を使用して、浴槽水を循環させていること。 (4) 浴槽が屋外に設置されていないこと。 (5) 維持管理が良好で、公衆衛生上支障がないと認められること。